

総基衛第 130 号
平成 21 年 10 月 2 日

各地方総合通信局長 殿
(無線通信部)
沖縄総合通信事務所長 殿
(無線通信課)

総合通信基盤局電波部
衛星移動通信課長

船舶共通通信システムの導入に係る事務処理について (通達)

標記について、船舶共通通信システムに関する省令等の改正が、10月2日に施行されたことから、本件の施行にあたっては、円滑な導入及び普及促進を図っていく必要があることから、以下のとおり努められたい。

1 船舶共通通信システムの申請処理について

国際VHFの機器については、適合表示無線設備がインターネット等で通信販売される予定であり、以下の点について、十分留意されたい。

(1) 免許等申請時の補正について

免許人本人が申請してくるケースが増大することから、申請内容の補正等の指示について、申請者に誤解を与えないよう的確に行うこと。

(2) MMSIの付与について

免許、予備免許又は変更後、MMSIを申請者が機器に登録することとなるので、別紙1の注意喚起文書について、処分の通知をする際に同封して送付すること。

2 電波法施行規則に基づく定期検査の対応措置について

(1) 定期検査の指定周期が5年に変更となる無線局については、前回の定期検査受検日から起算し5年周期とすること。

なお、平成21年度定期検査を指定している無線局については、別紙2のとおり、指定解除・変更通知書を送付すること。

(2) 電波法施行規則第41条の2の6第8号(定期検査を行わない無線局)に該当することとなる無線局についても、別紙2のとおり、指定解除・変更通知書を送付すること。

3 普及促進について

(1) 会議等の機会を通じて、制度改正の概要を免許人等に周知すること。

(2) 申請手続、会議等を通じて電波法遵守及び無線局運用マナーについての徹底を図ること。なお、運用マナーについては、別紙3を参考とされたい。

(免許人) 殿

(何) 総合通信局航空海上課
沖縄総合通信事務所無線通信課

海上移動業務識別 (MMS I) の登録について

今回付与した船舶局又は特定船舶局の海上移動業務識別 (MMS I) は、御購入されました無線設備に付属しておりますマニュアル等 (注) に従って、海上移動業務識別 (MMS I) の登録を必ず行ってください。

なお、無線設備によっては入力に誤りがあると、御購入者での修正ができない場合がありますのでご注意ください。その際は、御購入のメーカー、代理店等に御相談ください。

※ 海上移動業務識別 (MMS I) : 無線局免許状の識別信号の欄に記載のある 4 3 1 X X X X X X 又は 4 3 2 X X X X X X で表される 9 桁の数字です。

注 御購入頂いた機器のマニュアルなどでも説明されていると思いますが、国際 V H F 機器の使用には、無線従事者の資格が必要です。

また、無線従事者を「無線局に選任する資格者の届出」が必要です。(何) 総合通信局航空海上課まで届け出てください。

第 号
平成 年 月 日

無線局定期検査実施解除・変更通知書

(免許人) 殿

(何) 総合通信局長 印
沖縄総合通信事務所長 印

貴所属無線局について、下記により電波法第73条第1項本文の規定による定期検査の実施を解除・変更するので御了知願います。

記

無線局名	免許番号	備考

<検査の実施周期が延長される場合>

※ 電波法施行規則の一部を改正する省令（平成21年10月2日総務省令第94号）によって、船舶局又は特定船舶局の一部の設備について、定期検査の実施周期が3年から5年に延長となりました。

該当する実施年度に、再度定期検査の指定通知を送付いたします。

詳しい法令の改正については、総務省ホームページなどを御参照ください。

<検査が不要となる場合>

※ 電波法施行規則の一部を改正する省令（平成21年10月2日総務省令第94号）によって、船舶局又は特定船舶局の一部の設備が定期検査を行わない無線局となりました。

詳しい法令の改正については、総務省ホームページなどを御参照ください。

国際VHFの利用にあたって

国際VHFは世界共通の周波数を使用して船舶局相互間、船舶局と海岸局との間の通信を行うものです。以下のルールやマナーを守って運用しましょう！！

- ◎航行中は可能な限りch16、ch77を聴守しましょう
- ◎呼出・応答は確実にいきましょう
- ◎通信は簡潔、明瞭に行いましょう

国際VHFで使用するchとその使用方法は次のとおりです。

I 呼出・応答等の通信の連絡設定用

ch	使用方法
16	<ul style="list-style-type: none"> ・無線電話による遭難・緊急・安全呼出及び一般呼出とそれらの応答に使用します。 ・通報の送信(通話)はⅡ又はⅢの適宜のchに切り換えて行います。 ・このchは通話には使用できません。
70	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル選択呼出装置(DSC)による遭難・緊急・安全呼出及び一般呼出とそれらの応答に使用します。 ・通報の送信(通話)はch16、Ⅱ又はⅢの適宜のchに切り換えて行います。 ・このchは通話には使用できません。
77	<ul style="list-style-type: none"> ・無線電話による一般呼出と応答に使用します。 ・通報の送信(通話)はch69、ch72、ch73又はch86に切り換えて行います。

II 船舶相互間の通信用

ch	使用方法
6, 8, 10	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての船舶との通信に使用します。
13	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての船舶との通信に使用します。 ・海上保安庁の海岸局との通信にも使用します。
69, 72, 73	<ul style="list-style-type: none"> ・小型船舶間同士の通信に使用します。

III 海岸局等との通信用

ch	使用方法
9	<ul style="list-style-type: none"> ・海上保安庁の船舶局、海岸局、航空機局との通信に使用します。
11, 12, 14	<ul style="list-style-type: none"> ・海上保安庁などの海岸局との通信に使用します。
71, 74, 86	<ul style="list-style-type: none"> ・所属海岸局との通信に使用します。

問い合わせ先：〇〇総合通信局
無線通信部航空海上課
電話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇